

目次

○独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）（抄）	
※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十四号）の改正内容を反映したもの	1
○改正後の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）（抄）	2
○金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第百一号）（抄）	2
○金融商品の販売等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）（抄）	4
○保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）	5
○保険法（平成二十年法律第五十六号）（抄）	5

○独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）（抄）

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十四号）の改正内容を反映したものの

（業務の範囲）

第十三条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～四 （略）

五 災害復興建築物の建設若しくは購入又は被災建築物の補修に必要な資金（当該災害復興建築物の建設若しくは購入又は当該被災建築物の補修に付随する行為で政令で定めるものに必要な資金を含む。）の貸付けを行うこと。

六 災害予防代替建築物の建設若しくは購入若しくは災害予防移転建築物の移転に必要な資金（当該災害予防代替建築物の建設若しくは購入又は当該災害予防移転建築物の移転に付随する行為で政令で定めるものに必要な資金を含む。）、災害予防関連工事に必要な資金又は地震に対する安全性の向上を主たる目的とする住宅の改良に必要な資金の貸付けを行うこと。

七 合理的土地利用建築物の建設若しくは合理的土地利用建築物で人の居住の用その他その本来の用途に供したことの無いものの購入に必要な資金（当該合理的土地利用建築物の建設又は購入に付随する行為で政令で定めるものに必要な資金を含む。）又はマンションの共用部分の改良に必要な資金の貸付けを行うこと。

八 子どもを育成する家庭若しくは高齢者の家庭（単身の世帯を含む。次号において同じ。）に適した良好な居住性能及び居住環境を有する賃貸住宅若しくは賃貸の用に供する住宅部分が大部分を占める建築物の建設に必要な資金（当該賃貸住宅又は当該建築物の建設に付随する行為で政令で定めるものに必要な資金を含む。）又は当該賃貸住宅の改良（当該賃貸住宅とすることを主たる目的とする人の居住の用その他その本来の用途に供したことがある建築物の改良を含む。）に必要な資金の貸付けを行うこと。

九 高齢者の家庭に適した良好な居住性能及び居住環境を有する住宅とすることを主たる目的とする住宅の改良（高齢者が自ら居住する住宅について行うものに限る。）に必要な資金又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第五項に規定する登録住宅（賃貸住宅であるものに限る。）とすることを主たる目的とする人の居住の用に供したことがある住宅の購入に必要な資金（当該住宅の購入に付随する行為で政令で定めるものに必要な資金を含む。）の貸付けを行うこと。

十・十一 （略）

二 機構は、前項に規定する業務のほか、次の業務を行う。

一 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成七年法律第十六号）第七十七条、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第三百三十八条又は福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第三十一条若しくは第四十二条の規定による貸付けを行うこと。

二 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百二十二号）第十九条の規定による貸付けを行うこと。

三 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第二十条第一項の規定による保険を行うこと。

四 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十条第一項の規定による貸付けを行うこと。

五 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)第七十二条第二項の規定による委託に基づき、勤労者財産形成促進法第九条第一項に規定する業務の一部を行うこと。

六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第十六条 機構は、次に掲げる者に対し、第十三条(第一項第四号を除く。)に規定する業務のうち政令で定める業務を委託することができる。

一 主務省令で定める金融機関

二 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第二百二十六号)第二条第三項に規定する債権回収会社

三 地方公共団体その他政令で定める法人

255 (略)

○改正後の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第一百二十二号) (抄)

(機構の行う登録住宅の改良資金の融資)

第十九条 独立行政法人住宅金融支援機構(次条において「機構」という。)は、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)。

次条第一項において「機構法」という。)第十二条第一項に規定する業務のほか、登録住宅の改良(登録住宅とすることを主たる目的とする人の居住の用その他その本来の用途に供したることのある建築物の改良を含む。)に必要な資金を貸し付けることができる。

(機構の行う家賃債務保証保険契約に係る保険)

第二十条 機構は、機構法第十三条第一項に規定する業務のほか、家賃債務保証保険契約に係る保険を行うことができる。

256 (略)

○金融商品の販売等に関する法律(平成十二年法律第一百一号) (抄)

(定義)

第二条 この法律において「金融商品の販売」とは、次に掲げる行為をいう。

一 三 (略)

四 保険業法(平成七年法律第五号)第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約(以下この号において「保険契約」という。)

五 十一 (略)

254 (略)

(金融商品販売業者等の説明義務)

第三条 金融商品販売業者等は、金融商品の販売等を業として行おうとするときは、当該金融商品の販売等に係る金融商品の販売が行われるまでの間に、顧客に対し、次に掲げる事項(以下「重要事項」という。)について説明をしなければならない。

一 当該金融商品の販売について金利、通貨の価格、金融商品市場(金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下この

条において同じ。)における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項

イ 元本欠損が生ずるおそれがある旨

ロ 当該指標

- ハ ロの指標に係る変動を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分
- 二 当該金融商品の販売について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項
- イ 当初元本を上回る損失が生ずるおそれがある旨
- ロ 当該指標
- ハ ロの指標に係る変動を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分
- 三 当該金融商品の販売について当該金融商品の販売を行う者その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項
- イ 元本欠損が生ずるおそれがある旨
- ロ 当該者
- ハ ロの者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分
- 四 当該金融商品の販売について当該金融商品の販売を行う者その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項
- イ 当初元本を上回る損失が生ずるおそれがある旨
- ロ 当該者
- ハ ロの者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分
- 五 第一号及び第三号に掲げるもののほか、当該金融商品の販売について顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定める事由を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項
- イ 元本欠損が生ずるおそれがある旨
- ロ 当該事由
- ハ ロの事由を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分
- 六 第二号及び第四号に掲げるもののほか、当該金融商品の販売について顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定める事由を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項
- イ 当初元本を上回る損失が生ずるおそれがある旨
- ロ 当該事由
- ハ ロの事由を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分
- 七 当該金融商品の販売の対象である権利を行使することができる期間の制限又は当該金融商品の販売に係る契約の解除をすることができる期間の制限があるときは、その旨
- 2  
5  
7 (略)
- (金融商品販売業者等の断定的判断の提供等の禁止)
- 第四条 金融商品販売業者等は、金融商品の販売等を業として行おうとするときは、当該金融商品の販売等に係る金融商品の販売が行われるまでの間に、顧客に対し、当該金融商品の販売に係る事項について、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為(以下「断定的判断の提供等」という。)を行ってはならない。
- 第五条 金融商品販売業者等は、顧客に対し第三条の規定により重要事項について説明をしなければならない場合において当該重要事項について

説明をしなかつたとき、又は前条の規定に違反して断定的判断の提供等を行ったときは、これによって生じた当該顧客の損害を賠償する責めに任ずる。

(勧誘方針の策定等)

第九条 金融商品販売業者等は、業として行う金融商品の販売等に係る勧誘をしようとするときは、あらかじめ、当該勧誘に関する方針(以下「勧誘方針」という。)を定めなければならない。ただし、当該金融商品販売業者等が、国、地方公共団体その他勧誘の適正を欠くおそれがないと認められる者として政令で定める者である場合又は特定顧客のみを顧客とする金融商品販売業者等である場合は、この限りでない。

2 勧誘方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 勧誘の対象となる者の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし配慮すべき事項

二 勧誘の方法及び時間帯に関し勧誘の対象となる者に対し配慮すべき事項

三 前二号に掲げるもののほか、勧誘の適正の確保に関する事項

3 金融商品販売業者等は、第一項の規定により勧誘方針を定めるときは、政令で定める方法により、速やかに、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

○金融商品の販売等に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十四号)(抄)

第三條 (保險又は共済に係る契約)

第三條 法第二条第一項第四号に規定する政令で定める契約は、次に掲げる法律の規定により締結される保険又は共済に係る契約に該当しない保

険又は共済に係る契約とする。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)

二 森林保険法(昭和十二年法律第二十五号)

三 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)

四 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)

五 貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)

六 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)

七 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)

八 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)

九 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五十五号。同法第三百三十条の二第一項、第三百三十六条の三第一項第二号(同法第六百六十四条第三項に

おいて準用する場合を含む。))及び第五百九条の二第一項を除く。)

十 住宅融資保険法(昭和三十年法律第六十三号)

十一 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和三十一年法律第七十号)

十二 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)

十三 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)

十四 国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号。第十章を除く。)

十五 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)

十六 社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第五十五号)

十七 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)

十八 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百四号)

十九 小規模企業共済法(昭和四十年法律第五十二号)

二十 独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百二十七号)

二十一 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)

- 二十二 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
- 二十三 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）
- 二十四 中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）
- 二十五 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）
- 二十六 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）
- 二十七 破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法（平成十年法律第五十一号）

○保険業法（平成七年法律第五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「保険業」とは、人の生存又は死亡に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を收受する保険、一定の偶然の事  
 故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を收受する保険その他の保険で、第三条第四項各号又は第五項各号に掲げるも  
 のの引受けを行う事業（次に掲げるものを除く。）をいう。

一 三（略）

二（略）

三（略）

○保険法（平成二十年法律第五十六号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 保険契約 保険契約、共済契約その他いかなる名称であるかを問わず、当事者の一方が一定の事由が生じたことを条件として財産上の給付  
 （生命保険契約及び傷害疾病定額保険契約にあつては、金銭の支払に限る。以下「保険給付」という。）を行うことを約し、相手方がこれに  
 対して当該一定の事由の発生の可能性に応じたものとして保険料（共済掛金を含む。以下同じ。）を支払うことを約する契約をいう。

- 二 保険者 保険契約の当事者のうち、保険給付を行う義務を負う者をいう。
- 三 保険契約者 保険契約の当事者のうち、保険料を支払う義務を負う者をいう。
- 四 九（略）